

農地農業用施設の災害査定の実施について

昭和40年 6 月28日付け40農地D第745号
最終改正 令和 6 年10月 1 日付け 6 農振第1750号

各 地 方 農 政 局 長
殿
沖 縄 総 合 事 務 局 長

農林水産省農村振興局長

農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種也多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。

記

- 1 1 回の査定には次号に定めるところにより査定責任者（主任査定官という。）を定め、また主任査定官はその査定に関する全責任を負うものとして、査定調書に記名する。
- 2 主任査定官となる資格を有するものは、組織ごとに別表に掲げる職員とする。
- 3 1 回の災害査定は主任査定官とこれを補佐する係官（調査官という。）により構成する。
- 4 主任査定官は災害査定を実施する場合は、当該災害の特殊性を把握して査定方針を決定し、これを各調査官に徹底させるとともに、必要があれば査定実施中、各調査官の調査状況を視察して問題点を処理するとともに査定技術の統一を図る。
- 5 原則として 1 箇所の申請額が2億円以上のもの、及び本省協議となる条件のものは主任査定官が自ら現地査定を行うものとする。
- 6 主任査定官は、調査官が現地調査を実施したもののうち、次のものについては、必ず調査結果を聴取し、査定内容に不備があれば、財務省立会責任者（主任立会官という。）と協議のうえ訂正するものとする。
 - (1) 農地復旧
 - ア) 区画変更を伴うもの
 - イ) 代替開墾を行うもの、又は工種を変更するもの
 - ウ) その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

(2) 農業用施設復旧

- ア) 施設を統合するもの、又は工種を変更するもの
- イ) 他省庁所管の事業と関係のあるもの
- ウ) その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

別表 主任査定官となる資格を有するもの

組織			職員
農林水産省	農村振興局整備部防災課		課長、災害対策室長、災害査定官、災害班担当課長補佐、広域災害対策班担当課長補佐、災害班各係長、広域災害対策班各係長
	地方農政局	農村振興部防災課	課長、災害対策室長、災害査定官、課長補佐、災害係長、災害復旧支援係長
		上記以外	過去に災害査定官の役職を経験したことがある者 農村振興部の課長又は事業（務）所の所長、次長、建設所長のいずれかであって、過去に主任査定官の資格を有する役職を経験したことがある者
内閣府	沖縄総合事務局	農林水産部農村振興課	課長、課長補佐、災害査定官
		上記以外	過去に災害査定官の役職を経験したことがある者 農村振興部の課長又は事業（務）所の所長、次長のいずれかであって、過去に主任査定官の資格を有する役職を経験したことがある者